

「アスコルビン酸」の食品安全基本法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第3項の規定に基づき、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度を導入したことに伴う人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(以下「対象外物質」という。)の設定については、食品安全基本法(平成15年法律第48号、以下「法」という)第11条第1項第3号に該当するものとし、対象外物質として定めた農薬等の食品健康影響評価については、本制度の施行後に、食品安全委員会に依頼することとしているところである。

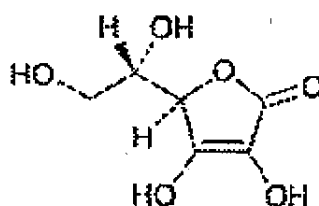
今般、「L-アスコルビン酸ナトリウム」について平成20年3月25日付けで農林水産大臣から厚生労働大臣あてに、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく飼料添加物の指定並びに基準及び規格の設定に係る意見聴取がなされた。

「L-アスコルビン酸ナトリウム」を含む「アスコルビン酸」については、本制度の導入に当たり対象外物質と定めたものであり、評価に必要な資料が収集できたことから、法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

本剤はビタミンである。我が国で、アスコルビン酸として使用されている動物用医薬品及び飼料添加物は、L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸カルシウム等であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、これらについてはアスコルビン酸として対象外物質と定めた。

FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)における毒性評価において、アスコルビン酸(L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム、L-アスコルビン酸カリウム及びL-アスコルビン酸カルシウム)のグループとして許容一日摂取量(ADI)について設定しない(not specified)とされている。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において、上記の剤を対象外物質とする妥当性について検討する。